

自転車安全利用条例に係る今後の主な取り組み

本市では平成 25 年 7 月に策定した「杜の都の自転車プラン」（仙台市自転車利用環境総合計画）に基づき、自転車の安全利用に向けた取り組みを進めてきた。平成 31 年度は、条例の趣旨を踏まえた新たな施策を追加し、実施していく。

1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

- (1) 児童、高齢者を対象とした自転車安全利用講習会（新規）
自転車シミュレーターを用いた講習会を 12 回開催予定
- (2) スケアードストレイト方式の自転車交通安全教室（拡充）
実施校数を 5 校追加し、20 校で開催
- (3) 交通公園を活用した自転車交通安全教室（新規）
交通公園来訪者を対象に実施

2 協働による効果的な交通安全活動の推進

- (1) 各区モデル地域での取り組み
各区のモデル地域において、街頭指導や自転車交通安全教室などを実施
- (2) 条例周知の街頭啓発
チラシやのぼり、横断幕等を作成し、県警、交通安全協会、損害保険会社、交通指導隊と連携した街頭啓発を実施

3 自転車安全利用に関する普及啓発活動の推進

- (1) 各種媒体による広報
市政だより、県政だよりをはじめ、地下鉄、市バスへのステッカーの掲出やフリーペーパーやラジオを活用した広報を実施
- (2) 保険会社との連携
代理店を通じて、顧客に対する自転車保険加入促進の働きかけを実施
- (3) 各種イベントの開催
市長参加の街頭啓発キャンペーン、自転車まつり 2019 の開催
- (4) 新たな法定外補助表示の設置（新規）
自転車利用者に対し、交通ルールの遵守を直接・効果的に訴える手法として、道路や歩道上に法定外補助表示の設置について、宮城県警や関係部局と調整を進めている

4 自転車走行環境の整備

- ・「自転車ネットワーク路線」「あんしん通行路線」の整備
市道青葉山線、市道七北田実沢線等について、自転車走行環境の整備を進める